## 佐賀県告示第 170 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の3において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方となる森林所有者の所在が不分明であるので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を基山町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和4年7月22日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不分明である通知の相手方
三養基郡基山町大字園部字辰石 4910 番、	梁井 幾太郎
4914番、字大畑 4002番1	
三養基郡基山町大字園部字辰石 4911 番	長野 正
三養基郡基山町大字園部字辰石 4912 番	長野 鶴吉
三養基郡基山町大字園部字辰石 4919 番、	長野 幾夫
4921 番	
三養基郡基山町大字小倉字丸林 2638 番	大久保 忠
三養基郡基山町大字小倉字丸林 2643 番	大久保 嗣夫
三養基郡基山町大字園部字小松 3595 番	久保山 宏文

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町 に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県農林水産部森林整備課及

び基山町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。)